

目 次

I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長	4
2 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の見直しと延長	5
(1) 中小企業投資促進税制の見直しと延長	5
(2) 中小企業経営強化税制の見直しと延長	6
3 中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長	9
4 地域未来投資促進税制の見直しと延長	10
5 企業版ふるさと納税の見直しと延長	12
6 防衛特別法人税の創設	13

II 所得税関係

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	14
(1) 所得税の基礎控除の引上げ	14
(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ	15
(3) 特定親族特別控除の創設、特定扶養控除の見直し等	16
(4) その他所要の措置	17
(参考) 令和7年度税制改正における所得税と個人住民税の整理	18
2 子育て支援に関する政策税制	19
(1) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充	19
(2) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長	20
(3) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充	20
3 DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ	22
4 エンジェル税制の拡充	23

III 資産税関係

1 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し	24
2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長	25
3 相続に係る所有権移転登記等の登録免許税の免税措置の延長	25

IV 消費税関係

- 1 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し 26

V その他

- 1 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長 28
- 2 退職所得控除の調整規定の見直し 29
- 3 電子帳簿等保存制度の見直し 30

I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

中小企業者等の法人税率について、一定の見直しを行った上で、年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されました。

【制度の概要】

中小企業者等^{*1}については、法人税率の軽減措置（年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則：19%））が講じられています。

なお、中小法人のうち適用除外事業者^{*2}に該当するものについては、この特例の適用対象から除外されています。

※1 中小企業者等とは、①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、②資本または出資を有しない法人をいいます。

※2 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいいます。

【改正の内容】

所得の金額が年10億円を超える中小企業者等について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（改正前：15%）に引き上げられました。

また、適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

対象	本則税率		特例による軽減税率
大法人 (資本金 1 億円超の法人)	所得金額区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 (所得金額10億円超)	19%	17%
	年800万円以下の所得金額 (所得金額10億円以下)	19%	15%

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

2 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の見直しと延長

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制について、それぞれ適用要件の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されました

(1) 中小企業投資促進税制の見直しと延長

【制度の概要】

中小企業者等が、新品の特定の機械及び装置などを取得又は製作して指定事業の用に供した場合に特別償却（30％）又は税額控除（7％、資本金3,000万円以下の中小企業者等に限ります）を適用することができます。

■ 税制上の措置

区 分	資本金3,000万円以下の法人 個人事業主、農業協同組合等	資本金3,000万円超 1億円以下の法人
特別償却	取得価額×30％	
税額控除	取得価額×7％	—

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業、※ 性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶*（取得価格の75％が対象）

（注）①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外です。

* 内航船舶については、総トン数500トン以上の船舶は、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。